

四		三	二	一	發	平	省	○
發		用	振	の	法	發	號	名
行		等	替	條	律	行	稱	成
方								條
法		法	項	及	の	及	件	二
		の	び	根	び	十	三	十
		適	そ	拠	記	等	一	發
						一	年	行
						年	次	示

六

口

イ

發

非者特国
価・別債
格第参市
競I加場

入価入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競発競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

口イ

方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

十国条特五債の九額発四う額
八債の別十に規百面行十ち面
億に規会四つ定二金し六、金
円つ定計億いに十額た条特額
いにに八て基万で利第別で
て基関千はづ円四付一會五
、づす八、き、千国項計千
額きる十額発同八債のに四
面発法万面行法百に規関百
金行律円金し第二つ定す七
額し第額た四十いにる十
でた四で利十二て基法七
五利十六付七億はづ律億
百付七百国条千、き第円

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内参募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい
發別
行參
「加
と者
い。
う第
. II
非
価
格
競
争
入
札

十 イ 一	九 八	ハ	口 イ	七 ハ
価 値 発 行 行 競 価 格 日 争	替 額 最 低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 価 収 行 争 非 者 特 国 行 争		払	
格 行 行 単 位 金	額 入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 別 債 札 格 金 入 価 ・ 别 債 入			
競 価 面 札 格 第 参 市	面 札 格 第 参 市 発 競 札 格 第 参 市 札			
争 格 日 位 金 発 競 II 加 場	位 金 発 競 I 加 場 行 争 額 発 競 II 加 場 発			
額 平 す 額 の 振 五 円 七		円 五 六		六 国 条 特
面 成 る の 記 替 万 百		百 千		十 債 の 別
金 二 。 整 載 法 円		六 二		一 に 規 会
額 十 数 又 の		十 三		億 つ 定 計
百 一 倍 は 規		九 三		円 い に に
円 年 の 記 定		億 億		て 基 関
に 一 金 錄 に		六 四		、 づ す
つ き 二 額 は よ		千 百		額 き る
百 三 に 、 る		九 六		面 発 法
九 最 振		百 六		金 行 律
三 る 低 替		六 十		額 し 第
円 日 も 額 口		五 万		で た 四
八 の 面 座		四 万		六 利 十
十 と 金 簿		万		百 付 七

の経利入価・別債行争非者特国入
払過札格第参市及入価・別債札
込利発競Ⅱ加場び札格第参市発
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行

(一) 年

八額五
銭面錢
金以上
額百円
にそれ
ぞれの
につき
百九
円九
十九
十

む十式は二
も号に、募。
のによ払入四
と規り込決パ
す定算金定ト
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{125}{365}$$

(二)
は者にへにりに座も係
、又おた百算つにのる發行時
前記はいだ分出い記と所
外てしのして載し得
の國取、二たは又て税におい
算法得當金前記替源て、そ
式人す該額記録口泉
にでる國乗らのさ座徵そ
よあ者債じ當算れ簿収の
りるがをた該式る中さ利
算場非發た該式居行金金にものれ子
出合居行金金にものれ子
しに住時額額よの口るに

二十九十十
二十九八七五六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五年九月二十日
につけ百円額日本銀行に支払う。

財務大臣から通知を受けた者

た金額に当該非居住者又は外國の税率を乗じた金額)を控除する。)を規定する期日について同じ。)。

期平成二十二年三月二十日を支払う。ただし、支払う。)を規定する期日について同じ。)。

規定期は下記のとおり算出し、支払う。)を規定する期日について同じ。)。

額面金額× $\frac{2.4}{100} \times \frac{1}{2}$